

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項に基づき住民等から提出された意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

また、この意見を、この公告の日から1月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

令和5年7月11日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトSD御殿場新橋店 御殿場市新橋740-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社クリエイトエス・ディー 横浜市青葉区荏田西二丁目3-2 代表取締役 廣瀬泰三

3 意見に係る届出

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設

4 届出年月日

令和5年2月17日

5 意見の概要

- (1) 当該店舗に北方向から車両で来店する経路は、県道401号線（以下、「県道」という。）を南下し、市道671号線（以下、「市道」という。）との交差点を右折し、市道沿いに設置される出入口を利用する計画となっている。県道は、片側1車線であり、市道との交差点を右折する車両が交通の妨げとなるため、当該交差点に右折レーンを設置すること。
- (2) 県道と市道との交差点の南側県道沿いに植え込みが設置されている。車両が市道から県道に出る際及び県道から市道に右折する際、当該植え込みにより運転者の安全確認に支障をきたすため、当該植え込みを撤去すること。